

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

県営住宅水道使用契約及び料金徴収等委託業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による

### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで ※令和 5 年 1 2 月 1 1 日契約期限日

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行い、郵便等による入札を認める。

なお、入札説明書に従って、算出した各単価（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含まない金額）及び各単価に予定数量（39,403 件）を乗じて得た金額の合計額に消費税等相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 5 年 1 月 1 日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本県調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 鳥取県内又は鳥取市役所若しくは米子市役所所在地から直線距離で 100 キロメートル以内の箇所に本店、支店又は営業所を有していること。

### (6) 1 ヶ月に 4 日以上本件業務に従事させることのできる職員 3 名以上を雇用していること。

### (7) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、本件と同種の業務の契約を履行完了した、又は現在履行中の契約実績を有していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課管理担当  
電話 0857-26-7399  
電子メール jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

##### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

##### (4) 入札説明書等の交付方法

令和5年10月27日(金)から同年11月20日(月)までの間にインターネットの鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/311773.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

###### ア 交付期間及び交付時間

令和5年10月27日(金)から同年11月20日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

###### イ 交付場所

(1) に同じ

##### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (6) 入札及び開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和5年11月30日(木)午前10時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日(水)午後5時とする。

###### イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和5年11月20日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した各単価に予定数量（39,403 件）を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、落札となるべき最低価格の入札を行ったものが 2 以上あるときは、政令第 167 条の 9 の規定に基づき、くじ抽選により落札者を決定する。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。